

アニメイト通り周辺荷さばきルール 啓発活動について

- 1.池袋駅周辺の交通環境の目標
- 2.アニメイト通りの交通課題
- 3.「アニメイト通り周辺荷さばきルール」とは
- 4.令和8年度提案事業の概要
荷さばきルール啓発活動
 - I) ドライバーに向けた活動
 - II・III)住居や店舗等に向けた活動
- 5.予算内訳書

令和7年10月31日
アニメイト通り周辺荷さばきルール運用協議会

(池袋副都心交通戦略 2020更新版より)

◆豊島区がめざすウォーカブルなまちづくり

「駅からまちなかへの人の流れを生み出し、住む人、訪れる人にとって楽しい街を実現する」

◆現状課題

- ・池袋駅は1日およそ200万人の人が訪れるにも関わらず、その約7割は駅から出ていない為、まちのにぎわいに繋がらない。
- ・駅からまちなかへの人の流れを生み出すには、まちに出やすい環境作りが必要。そのためには、**交通課題**を解決する必要がある。

◆アニメイト通りの交通課題

→安全で快適な歩行者空間の創出と物流の両立

方針

- ・ 安全性、快適性の為に歩行者を優先する
- ・ まちの活動にとって必要な物流の確保

現状

- ・ Hareza池袋等のオープンにより歩行者増加
- ・ 交通規制の実施により荷さばき車両は減少傾向

解決策

- ・ 荷さばきルールの浸透・適切な運用の継続

荷さばきルール策定の経緯

なぜ荷さばきルールが必要なの？

アニメイト通り周辺では、Hareza 池袋のオープンなどにより、歩行者がとて多くなっています。このため、アニメイト通りで特に歩行者の多い土日休日の12時から19時に車両通行規制を実施し、**安全で快適な歩行者空間を確保する取り組みを進めています**。
しかし、まちの活動にとっては荷さばき(物流)は必要不可欠であり、荷さばき車両への対応が課題となります。これを解決するため、荷さばきに関するルールを定め、**荷さばきに関わる人が共通の認識のもとで荷さばきを行い、良好な交通環境をつくっていくために策定しました**。

令和2年10月に策定し、地域の商業事業者や配送事業者と共に運用しています。これにより、荷さばきルール適用エリア内における**路上駐車台数の減少**など、一定の成果が確認されています。

※令和3年(策定後)は、令和1年(策定前)と比較し**路上駐車が約15～16%減少**

荷さばきルールってどんなルール？

荷さばきルールでは、主に2つのルールを定めています。

ルール1 荷さばきの時間帯の変更

土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯(荷さばき推奨時間帯)で荷さばきを実施しましょう。

■平日

終日

0時～24時
荷さばき推奨時間帯



■土曜日・日曜日・休日

朝

0時～12時
荷さばき推奨時間帯



昼間

12時～19時
荷さばきを避ける時間帯

歩行者が多い時間帯



夜間

19時～24時
荷さばき推奨時間帯



ルール2 荷さばきの駐車場所の変更

安全に荷さばきができる場所で荷さばきを行いましょう。

＜路外の民間駐車場等*の活用＞



*時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース等

＜パーキング・メーター等の活用＞



「荷さばきルール啓発活動」ということで、下記取組を行い、ルールの周知・浸透を目指す。

荷さばきルール啓発活動

I) 荷さばきドライバーに対するルール周知活動(春・秋各2日間)

荷さばきルール適用範囲内で路上駐車を行うドライバーに対し、荷さばきルールを説明し、チラシを配る。

II) ルールエリア内へのチラシ配布(ポスティング)(夏・冬の2回)

荷さばきルール適用範囲内の住居や店舗等に、荷さばきルールチラシを配布(ポスティング)する。

III) 周知ポスターの更新及びルールエリア内への掲示

令和5年度制作の周知ポスターについて、最新の交通環境等を反映・更新する。併せて、適用範囲内の店舗や町内会・豊島区の掲示板等に掲示する。

I) 荷さばきドライバーに対するルール周知活動

①実施日

令和8年度 5月～6月頃予定(2日間)

令和8年度 10月～11月頃予定(2日間)

②実施時間

各日 13:00～17:00間の約1時間程度

③参加者

各日 15名程度

内訳 区職員5名、協議会参加者10名※

(※謝礼支払対象3,000円×10名×4日分)

④実施方法

路上駐車している荷さばきドライバーへ声を掛け、
チラシを説明・配布し、ルールの周知を図る



【参考】過年度実施状況

- 実施日：令和3年10月24日（日）配布実績：5件
11月6日（日）配布実績：19件



【令和3年度の様子】

- 実施日：令和4年11月13日（日）配布実績：2件
11月26日（土）配布実績：22件



【令和4年度の様子】

- 実施日：令和5年11月18日（土）配布実績：17件
11月25日（土）配布実績：10件



【令和5年度の様子】

- 実施日：令和6年6月8日（土）配布実績：44件
6月22日（土）配布実績：21件
11月9日（土）配布実績：24件
11月16日（土）配布実績：12件



【令和6年度の様子】

Ⅱ) ルールエリア内へのチラシ配布(ポスティング)

①実施日

令和8年度 8月～9月頃予定

令和8年度 1月～2月頃予定

②配布範囲

荷さばきルール適用範囲(東池袋1丁目付近)

③配布予定部数

荷さばきルールチラシ 約2,000件

④配布方法

荷さばきルール適用範囲内の住居、店舗等に荷さばきルールのチラシをポスティングし、ルールの浸透を図る

【参考】

令和6年7月実施 配布実績:2,000枚

令和6年11月実施 配布実績:2,000枚



Ⅲ) ルールエリア内へのポスター制作・掲示

①告知時期

令和8年12月～令和9年3月 頃予定

②制作サイズ及び枚数

荷さばきルールポスター 約200枚

(A4サイズ:150枚 A3サイズ50枚 B1サイズ3枚)

③掲示方法

委員の方々や5つの商店会及び3つの町内会へ配布と
同時に区の掲示板10か所に掲示し、ルールの浸透を図る



参考: 令和6年度制作
A4サイズのポスター

【参考】 令和6年度

「店頭掲示」

- ・サンシャイン通り商店会・サンシャイン60通り商店会
- ・池袋東口美観商店会・美久仁小路料飲商店会
- ・東池袋栄町通り商店会・ヤマト運輸株式会社
- ・佐川急便株式会社・株式会社アニメイト

「掲示板」

- ・池袋東口本町会・東池袋一丁目中央町会・東池袋東和町会
- ・豊島区



参考: 令和6年度ポスター掲示

申請事業名	費用項目	税込金額	備考
荷さばきルール啓発活動	①ルール周知活動謝礼	120,000	(謝礼支払対象3,000円×10名×2日)×2回
	②ポスティング費(印刷・封入)	726,110	令和6年度実績金額×2回×1.15倍(物価上昇)
	③ポスティング費(ポスティング)	60,720	令和6年度実績金額×2回×1.15倍(人件費上昇)
	④ポスター費(レイアウト修正・印刷)	89,815	令和6年度実績金額×1.15倍(物価上昇)
	⑤傷害総合保険	55,880	令和7年度実績金額×2回×1.1倍(物価上昇)
雑費(※)	振込手数料 等	12,210	
	年度合計	1,064,735	

※雑費 ①両替手数料 ￥990×2回＝￥1,980 ②振込手数料 ￥990×2回＝￥1,980 ③振込手数料 ￥990×2回＝￥1,980
 ④振込手数料 ￥990 ⑤振込手数料 ￥990×2回＝￥1,980 その他消耗品費 ￥1,650×2回＝3,300

令和8年度助成申請費用 1,064,735円

共同荷さばきの活用促進を目的に実施する活動の費用として、全額を申請させていただきます。